

省 令

○農林省令第三十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

昭和四十八年五月二十四日

農林大臣 櫻内 義雄

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一の一の項の植物の欄中「プロテア種のス
ウイトオレンジ、レモン並びにグレープフルー
ツであつて農林大臣が定める基準に適合している
もの」の下に「並びにスワジランド王国から発送
され、南アフリカ共和国以外の他の地域を経由し
ないで輸入されるパレンシア種、ワシントンネー
ブル種、トマンゴ種及びプロテア種のスウイト
オレンジ並びにグレープフルーツであつて農林大
臣が定める基準に適合しているもの」を加える。

附 則

この省令は、昭和四十八年六月四日から施行す
る。